



三重県公報

令和6年9月17日（火）

第 550 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
633	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	2
634	同件	(同)	2
635	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調書縦覧	(水 産 振 興 課)	3
636	同件	(同)	3
	海 調 委 告 示		
5	定置漁業の保護区域を定めた旨	(海区漁業調整委員会)	4
6	三重海区におけるふぐはえなわ漁業についての指示	(同)	4
	公 告		
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	5
	土地改良事業の工事の完了	(同)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	6
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(医 療 政 策 課)	6
	同件	(教 育 委 員 会)	6
	同件	(警 察 本 部)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	随意契約の相手方を決定した旨	(同)	8

告 示

三重県告示第 633 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 9 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 634 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 9 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡大紀町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

志摩市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 635 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 6 年 9 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県度会郡南伊勢町礪浦 49	辻本 寛一	南勢	三重外湾漁業協同組合
三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 982	西濱 隆行	南勢	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 6 年 9 月 17 日から同年 10 月 1 日まで

(2) 縦覧場所

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

三重県告示第 636 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 6 年 9 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県度会郡南伊勢町阿曾浦 345	橋本 剛匠	南島	三重外湾漁業協同組合
三重県度会郡南伊勢町村山 1154-1	掛橋 徹也	南島	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 6 年 9 月 17 日から同年 10 月 1 日まで

(2) 縦覧場所

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦 3 三重外湾漁業協同組合

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第5号

定置漁業（通称大型定置漁業）は漁業法（昭和24年法律第267号）第69条に基づいて漁業権が付与されていますが、このほかに定置漁業の保護区域について、同法第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和6年9月17日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

1 保護区域（別図参照）

次の直線A、B、C及びDの4直線によって囲まれた区域

(1) 沖合の線（A）

身網の突き当たりから沖へ300メートル離れた所を通り、両側の台を結ぶ線又は台が2個ある場合はその中間点を結ぶ線（以下「基線」といいます。）に平行な直線

(2) 側面の線（B及びC）

基線の延長線上を前方の台から前方へ500メートル離れた所及び後方の台から後方へ300メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な2直線。ただし、両口網の場合は、基線の延長線上を両側の台から両方へ500メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な2直線

(3) 沿岸の線（D）

垣網の磯側の末端を通り、基線に平行な直線

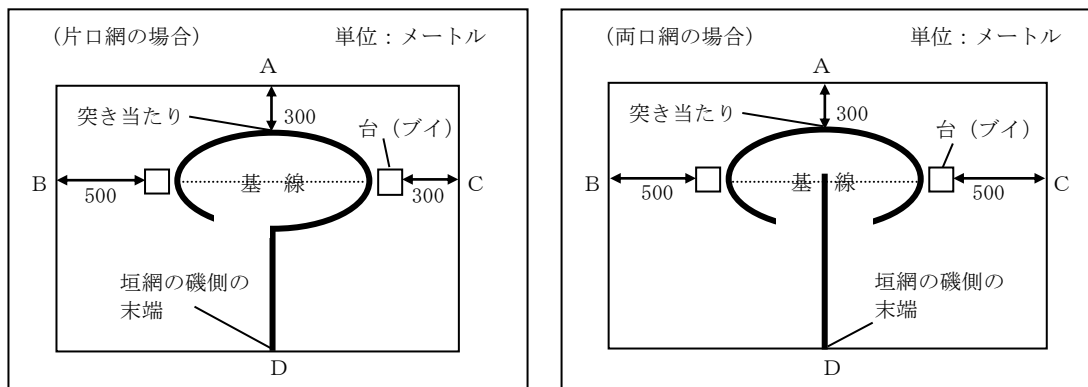
2 禁止行為

1の保護区域においては、遊漁（水産動植物を採捕する行為をいいます。）又は集魚灯を使用する漁業をしてはなりません。ただし、共同漁業権者及び定置漁業権者の同意を得た場合は適用を除外します。

3 指示する期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

別図



三重海区漁業調整委員会告示第6号

三重県海面におけるふぐはえなわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和6年9月17日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

1 禁止漁具

浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具及びたてなわ漁具。ただし、浮きはえなわ漁具及びたてなわ漁具については、志摩市阿児町志島と同市大王町畔名境界から基点1（北緯34度18分01秒 東経136度58分08秒（経緯度数値については世界測地系によります。））を結んだ線と基点1より118度00分（真方位）に延長した線より以南の海域を除くものとします。

なお、基点1の日本測地系による経緯度数値は、北緯34度17分49秒 東経136度58分19秒です。

2 操業禁止期間

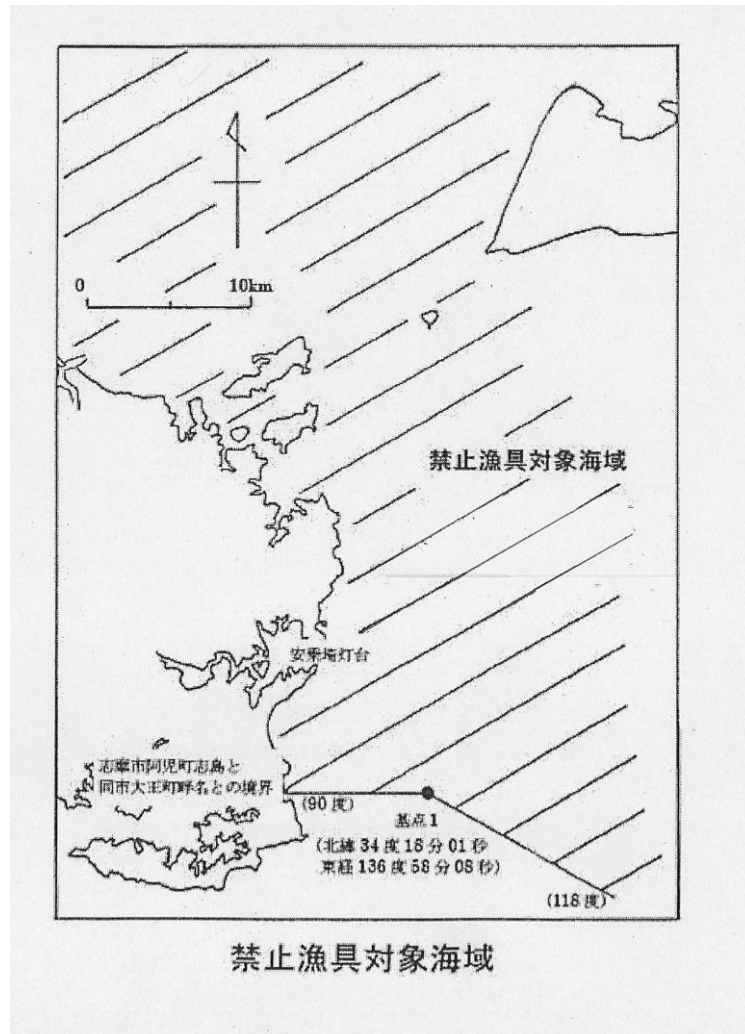
3月1日から9月30日まで

3 採捕禁止の対象

600 グラム未満のトラフグ

4 指示の有効期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで



公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業 相差地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年9月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年9月18日から同年10月17日まで

3 縦覧の場所

鳥羽市役所農林水産課（鳥羽市鳥羽三丁目1番1号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和6年9月17日

三重県知事 一 見 勝 之

事業名	地区名	工事完了年月日
基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	神田3期地区	令和6年1月23日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和6年9月17日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和5年10月27日から令和6年12月20日まで

3 作業地域

南牟婁郡御浜町大字阿田和

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年9月17日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 救急医療情報システム構築及び運用・保守業務委託
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部医療政策課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和6年9月5日
- 4 落 札 者 東京都江東区豊洲3丁目3番3号
株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕
- 5 落 札 金 額 入札価格 455,000,000 円
契約金額 500,500,000 円
- 6 決 定 手 続 総合評価一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和6年7月19日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年9月17日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- 1 物品等の名称及び数量 県有スクールバス用大型バス（ノンステップ） 2台
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課

3	落札者決定日	令和6年8月28日
4	落札者	三重県津市垂水字中境 505 番地 三重いすゞ自動車株式会社 代表取締役 西田 義明
5	落札金額	入札価格 61,688,380 円 契約金額 61,688,380 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和6年7月12日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年9月17日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

1	特定役務の名称	三重県警察インターネットサーバ構築及び機器賃貸借
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和6年8月5日
4	落札者	東京都千代田区丸の内 3 丁目 4-1 株式会社 J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一
5	落札金額	入札価格 33,141,300 円 契約金額 36,455,430 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和6年6月7日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年9月17日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

1	特定役務の名称	車両捜査支援システムのデータ通信回線使用契約
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和6年8月7日
4	落札者	三重県津市桜橋 2 丁目 149 番地 西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 佐藤 麻希
5	落札金額	入札価格 35,904,000 円 契約金額 39,494,400 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和6年6月25日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年9月17日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

1	物品等の名称	WAN端末等
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和6年8月8日
4	落札者	三重県松阪市石津町字地藏裏 353 番地 1 株式会社松阪電子計算センター 代表取締役 瀬野 喜久
5	落札金額	入札価格 106,668,000 円 契約金額 117,334,800 円

- 6 決 定 手 続 一般競争入札
7 入 札 公 告 日 令和6年5月31日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年9月17日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

- 1 特定役務の名称 交通安全施設に係るLTEデジタル回線契約
2 担 当 部 局 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係
3 落 札 者 決 定 日 令和6年8月16日
4 落 札 者 三重県津市広明町112-5 第3いけだビル5F
日本信号株式会社三重営業所 営業所長 岡本 晃
5 落 札 金 額 入札価格 67,287,000 円
契約金額 74,015,700 円
6 決 定 手 続 一般競争入札
7 入 札 公 告 日 令和6年6月28日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年9月17日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

- 1 特定役務の名称 インターネットサーバハウジング委託
2 担 当 部 局 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係
3 落 札 者 決 定 日 令和6年9月2日
4 落 札 者 三重県津市広明町112-5 第3いけだビル
インターネットエアーシー株式会社 代表取締役 田中 賢二
5 落 札 金 額 入札価格 28,230,000 円
契約金額 31,053,000 円
6 決 定 手 続 一般競争入札
7 入 札 公 告 日 令和6年7月9日

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年9月17日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

- 1 特 定 役 務 の 名 称 新運転者管理システム既存システム改修委託
2 担 当 部 局 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係
3 契約の相手方を決定した日 令和6年8月6日
4 契 約 の 相 手 方 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号
日本電気株式会社東海支社 支社長 吉田 治展
5 契 約 金 額 97,702,000 円（うち消費税及び地方消費税 8,882,000 円）
6 決 定 手 続 随意契約
7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
